

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月21日

大田原市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
	○			大田原市北野上地内	無	令和2年度から令和6年度	尻高田集落	変更
	○			大田原市北野上地内	無	令和2年度から令和6年度	塚木集落	変更
	○			大田原市北野上地内	無	令和2年度から令和6年度	塩草集落	変更
	○			大田原市亀久地内	無	令和2年度から令和6年度	大久保集落	変更
	○			大田原市亀久地内	無	令和2年度から令和6年度	帯石集落	変更